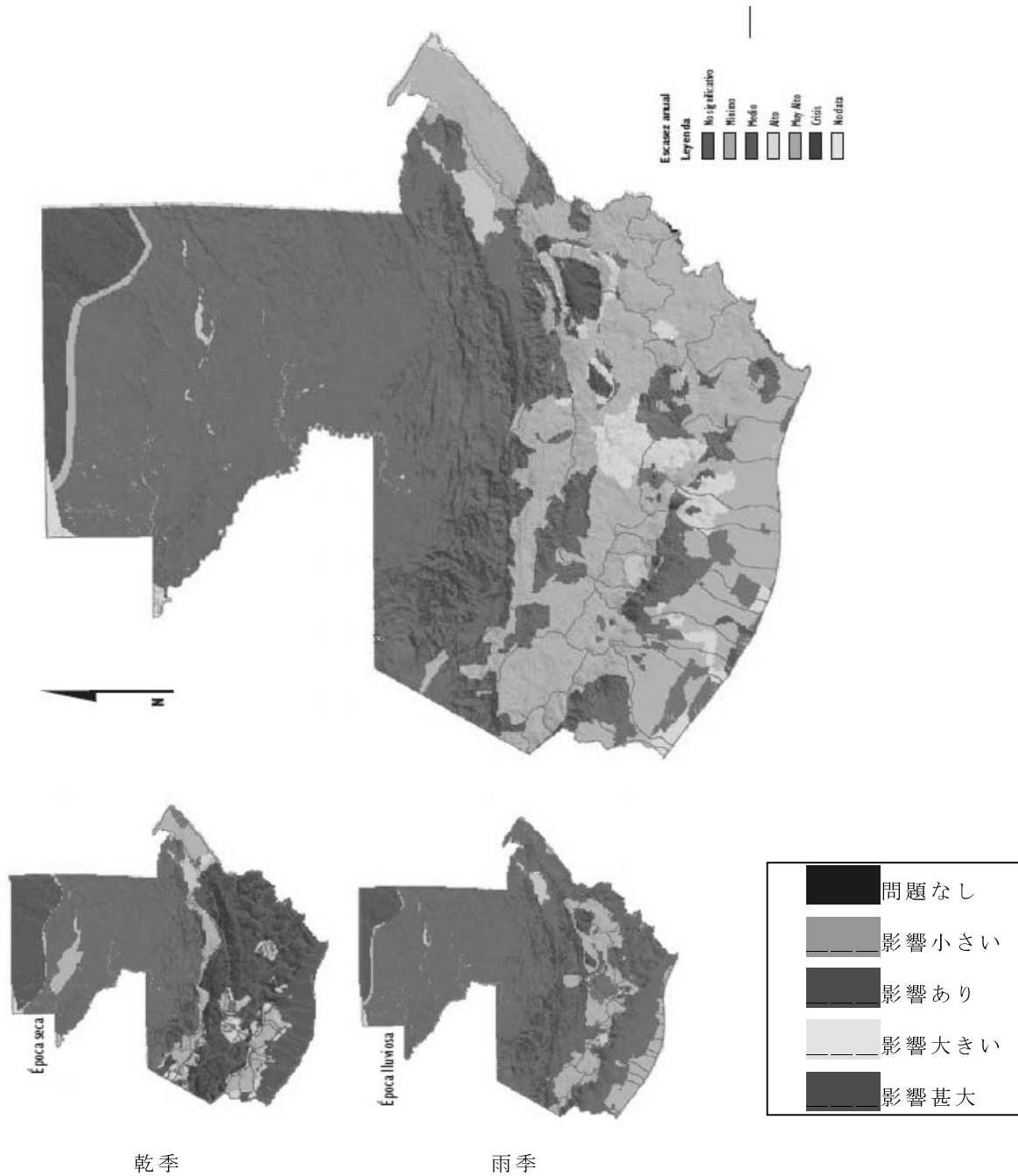


図 3-1-5 : 「グ」国内水資源量の状況



出典 : Instituto de Agricultura, Recursos Naturales y Ambiente, “Peril Ambiente 2006”

3-2 社会環境

3-2-1 概況

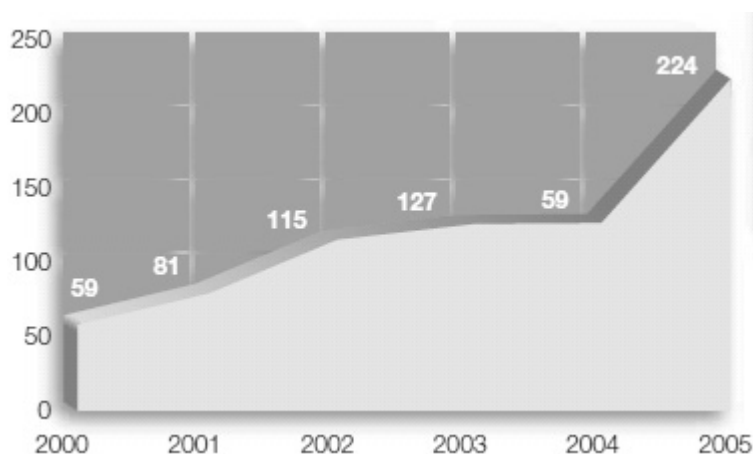
「グ」国は多彩な文化と歴史があり、民族の多様さと共に戦いの長い歴史がある。古くは、スペイン人の征服者ペドロ・デ・アルバードが 1523 年に現れ、翌年に現在のグアテマラを征服し、グアテマラを総督府とし、現在の中米 5 カ国（ホンデュラス、エル・サルバドル、ニカラグア、コスタ・リカ）を統治範囲としていた。その後 1839 年に独立するも内戦が続き、1944 年から 54 年までの間で「グアテマラの春」と総称される民主的な空気が

漂う時期以外は混沌とした日々を繰り返している。

近年も 1960 年から内戦が始まり、ゲリラとグアテマラ政府との間の戦闘は、経済活動を低迷させると共に先住民の暮らしにも大きな打撃を与えた。内戦時には、多くの先住民が戦火を逃れ国境を越えて、メキシコ・チアパス州に移り住み、1996 年に和平条約に調印で内戦が事実上終了後に、徐々に「グ」国内に戻るようになった。しかし、社会情勢は今なお改善せず、一般犯罪や暴力団による殺人は、2006 年で約 6,000 人⁵を数え、治安は一般的に悪いと考えられる。しかし、首都であるグアテマラ市をはじめ、都市部以外の村落地域は比較的良好な治安状態である。

また、「グ」国経済は、和平条約の締結前後より低迷を続けていたが、ここ数年は実質 GDP 成長率が 3%⁶を超え、順調な成長を続けている。しかし、「グ」国経済は、洪水、ハリケーン、旱魃、地震等の自然災害により影響を受けやすく、安定的な経済発展には海外からの直接投資を増やし、第一次産業に頼らない経済構造が必要であると考えられる。

図表 3-2-1 : グアテマラ市内年別暴動数



出典：Unidad de Proteccion a Defensores y Defensoras de Derechos Humanos “Evolution of attacks per year”

3-2-2 人口

2002 年の人口統計⁷によると、「グ」国の人口は 11,237 千人（男：5,497 人、女：5,740 人）であり、未だ村落部の人口（6,052 千人）が都市部（5,185 千人）を上回っており、都市型国家ではないことがデータより理解できる。人口の分布として、グアテマラ市のみが人口 100 万人規模の大都市で、全人口の約 10%を占めており、他の都市はグアテマラ市とは大きく開きがあり、ミスコ（Mixco）約 277 千人、ビジャ・ヌエバ（Villa Nueva）

⁵ Unidad de Proteccion a Defensores y Defensoras de Derechos Humanos “Evolution of attacks per year”

⁶ World Bank Online “2007 World Development Indicators”によると 2005 年の一人あたり GNI は 2,400 ドル、実質 GDP 成長率は 3.2%である。

⁷ INE Guatemala, “Census 2002”

約 188 千人と続いている。

「グ」国には 22 の県が存在し、プロジェクト対象地域であるティカル（Tikal）は、フローレス（Flores）市を州都とするペテン（Peten）県に属している。ティカルはペテン県の中心部より北部の村落部に位置するが、基本的に国立公園内に居住者がいないことから、センサスデータに詳細は記載されていない。しかし、ペテン県は 1981 年のセンサス調査時と比較し、国内で最も人口増加が激しい州であり、2002 年までに人口は約 3 倍に膨らんでいる。これもティカルはじめ多くの文化遺産が、ペテン県に存在することから、観光産業による収入が見込まれ、それに便乗する形で人口が増加しているものと推測する。

3-2-3 社会状況

「グ」国は他民族、多文化、多言語の国家であり、スペイン語を母国語とするヨーロッパ系が約 60%、マヤ系先住民族が約 39%で、残りはアフリカ人と先住民族の混血のガリフナとなっている。⁸マヤ系先住民族は伝統的な衣食住のスタイルを守り、現代の都市文化とは一定の距離を置いた生活を営んでいる。

言語は、公用語がスペイン語で、国民の約 6 割が活用しているが、その他 4 割がマヤ系の先住民族の言語を使用している。特に都市部以外では、と 21 種類のマヤ系言語とガリフナ語が活用されており、憲法 19-2003 により 23 種類の言語が「グ」国の国語として認められている。

しかしながら、「グ」国は恒常的な貧困が問題となっており、国民の生活水準は低く、平均余命（64 歳）、識字率（67.3%）はいずれも中米諸国でもっとも低い水準である。国連の人間開発指数⁹によると「グ」国は、177 ヶ国中 118 番目に位置し、ベーシックヒューマンニーズを含め開発に多くの課題を残している。

3-2-4 経済状況

「グ」国は中米 5 カ国で最大の人口と経済規模を有し、肥沃な土壌は様々な農作物の栽培を可能としている。農業分野は国民総生産の約 25%を占め、輸出全体の 70%近くを占めている。主要な産品として、コーヒー、砂糖、バナナなどがある。統計資料¹⁰によれば 2005 年時点で一人当たりの GNI が 2,400 ドルで、実質 GDP の成長率が 3.2%と、ここ数年は比較的安定した経済状況を示している。また、海外直接投資も大幅に増加してお

⁸ INE Guatemala, “Census 2002”

⁹ 国連開発計画 “人間開発報 2007/2008” http://www.undp.or.jp/hdr/pdf/release/071128_02.pdf

¹⁰ World Bank Online “2007 World Development Indicators”

り、順調な経済成長と連動する形となっている。しかし、依然として国内の経済格差は大きく、人口の上位 10%が占める所得が国民全体の 47%を占め、人口の約 57%が貧困層に属し、農村部では 76%が貧困層に属すると言われている。その大きな理由の一つとして、マヤ族等先住民が人口の約半数を占めていることがある。彼らの多くが山岳地域で小規模の零細農業に従事しているため、貧困から脱却できないのが現状である。また、1996 年の停戦により 36 年間に及んだ内戦が終結したため、外資投入への大きな障害は取り除かれた。しかし、時折訪れるハリケーン等自然災害は近隣国同様に国内に甚大な被害を及ぼした。特に 1998 年のハリケーン・ミッチは中米各国に甚大な被害を及ぼした。

観光セクターでは、海外からの観光客がここ数年大幅に増加(2001 年は 835 千人、2005 は 1,316 千人)しており、輸出額全体に占める割合も増加(2001 年 15%から 2005 年 18%)しており、順調な伸びを示している。

3-2-5 文化遺産

「グ」国内には、ユネスコの世界遺産に文化遺産が 2 件（アンティグア・グアテマラ：1979 年とキリグアの遺跡公園と遺跡群：1981 年）、複合遺産が 1 件（ティカル国立公園：1979 年）登録¹¹されており、いずれも観光の目玉として外貨獲得のためにも、非常に重要な国家的な文化遺産である。特にティカル国立公園は海外から、グアテマラを訪問する者の多くが訪れる観光地である。

下図 3-2-1 はティカル国立公園内の主な文化遺産を示した図である。同図からも理解できるように、国立公園内には複数の遺跡が点在し、未だ発掘作業がされていないものが多くを占める。公園管理事務所のスタッフによると、園内には約 3,000 の遺跡(図 3-2-2 参照)が存在し、専門家の話によれば発掘・保存に着手されたものは、そのうち 10 分の 1 程度に過ぎないとのことであった。ティカル遺跡中心部の遺跡群は、下図のとおりであるが、この地図からも相当数の遺跡が、国立公園内に今も多く存在することが理解できる。ただし、現要請の建設予定サイトは 0-10cm 程度の表土の下は石灰質の岩盤が広がり、文化遺産が埋蔵されている可能性は非常に低いと、公園関係者および専門家の見解があるため、現時点で文化遺産に対する負の影響は殆どないと言える。ただし、世界遺産指定区内の施設建設であることから、施工時にはしっかりと環境および社会面に配慮した計画を策定した上で作業が行われることが必要である。

¹¹ UNESCO“ユネスコ世界遺産”from <http://www.unesco.or.jp/contents/isan/whlist>

を離れ、近隣諸国に逃げ、その4分の1程度が難民となったとの報告¹²がある。1996年の内戦締結で、政府の土地を一部解放し、他国に被災していた先住民に分け与える政策を取るも肥沃な土地は一部の有力な一族により所有され、人口の1.86%の大地主が国土の56.59%¹³を所有しているとされている。その結果、今なお所得格差が大きく、土地所有に関する議論が政府と先住民族との間で行われている。このことから先住民は概して政府や国の権力に対して敏感であり、権力に対して賛同することは稀である

プロジェクト対象地域であるティカル国立公園内に、先住民の居住区は存在せず、周辺地域においても居住区は3つ程あるのみである。しかし、どの集落もティカル国立公園の中心部から1時間以上車で走らなければならない場所に位置し、彼（女）ら先住民族が日常生活、または儀式でティカルを活用するのは、非常に稀であるとのことであった。仮に儀式が執り行われる場合は、遺跡群にある既存の施設を活用することも可能とのことであった。

その実態を確かめるために1つの先住民の居住区を訪問し、インタビューを行った。公園周辺に3つあると言われているが、その内公園南へ約40分舗装道路、30分あぜ道を通り、先住民集落（El Limon）を訪問した。村長と関係者と懇談したが、村の人々は12年前にメキシコ・チアパス州より戻り、当地に移り住んだとのこと。土地が痩せていること、水資源が確保できないことから農業、生活用水は天水に頼っている。水資源の不足から生活は厳しく、トウモロコシ、サトウキビ等を栽培しつつ細々とした生活を営んでいる。スペイン語での会話は村長のみに限られており、他の村民はマヤ系の言語を活用していた。

また、ティカル遺跡との関係は非常に希薄であり、これまでに一度訪問の経験があるのみで他の村民も関連性は持たないとのことであった。公園関係者の話では、ティカル国立公園周辺の先住民の村落は、いずれも今回訪問した村落を似通っており、公園内で勤務する、または遺跡を活用することは非常に稀であることが確認できた。公園内の売店で民芸品を売る人々の多くは周辺の集落に住む人々（Remate や Flores が多い）であり、先住民族ではないが、織物を販売する方のみ先住民の血をひき、グアテマラ市周辺の旧都アンティグア（Antigua）から行商で訪問しているようであった。

3-3 「グ」国環境社会配慮実施体制と法制度

3-3-1 環境社会配慮実施体制

「グ」国における公害対策や、環境保全に関する環境行政全般は、天然資源環境省

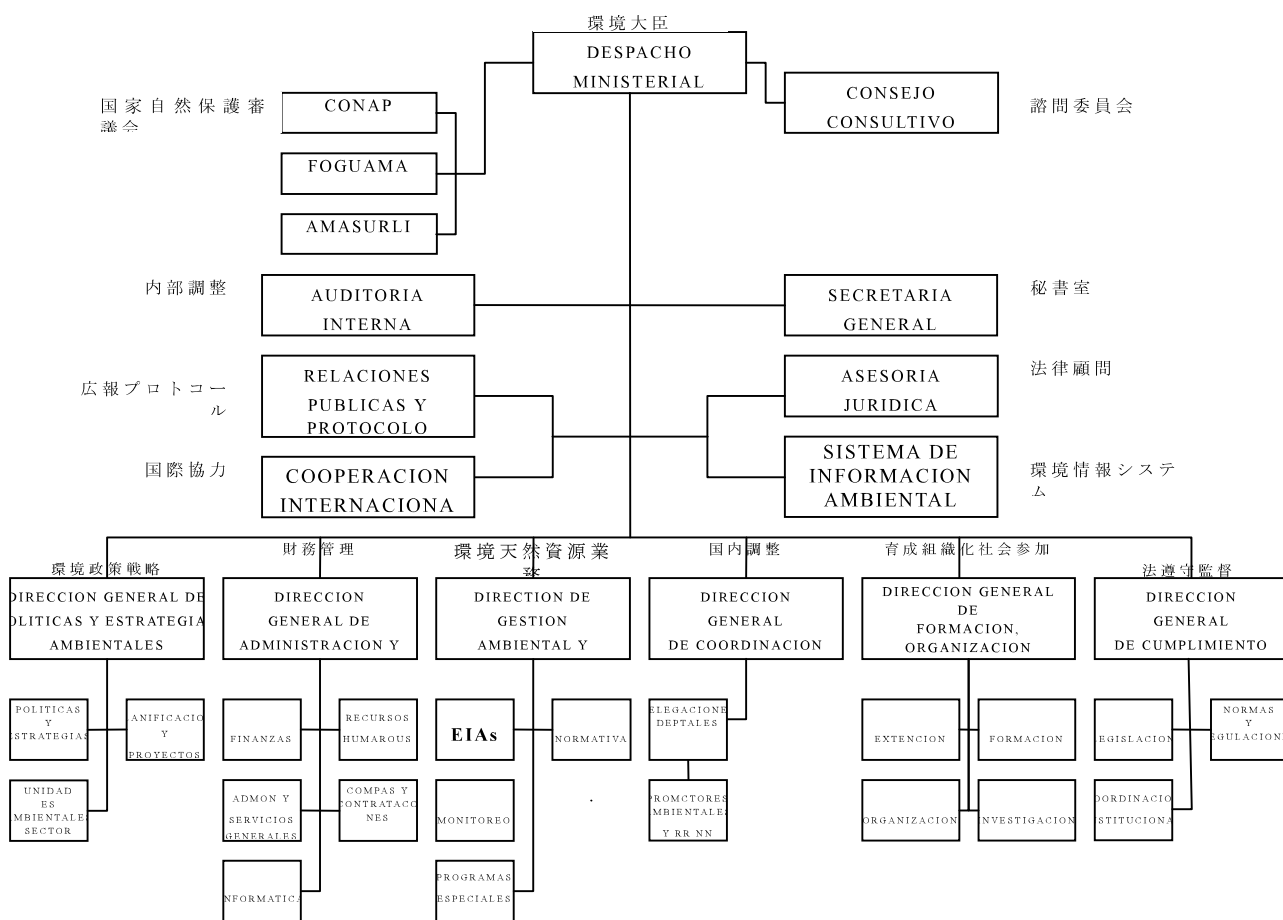
¹² Madre: International Women's Human Right Organization, "Guatemala Country Overview" from <http://www.madre.org/countries/Guatemala>

¹³ Unidad de Protección a Defensores y Defensoras de Derechos Humanos "Evolution of attacks per year"

(Ministerio de Ambiente y Recursos Naturales, Guatemala) が担当している。天然資源環境省は 2001 年 1 月に前身である国家環境委員会 (Comision Nacional del Medio Ambiente: CONAMA) より省に格上げとなり、憲法第 64 および第 97 条に謳われる環境保全・改善のために設立した省である。同省は、図表 3-2-2 のとおり環境大臣の下で 6 部局¹⁴ (環境政策戦略部、財務管理部、環境業務・天然資源部、国内調整部、育成・組織化・社会参加部、法遵守監理部) 体制で大気、水、土壌、自然保護、天然資源などに関連した環境政策の立案と実施、各種の技術支援、住民啓蒙等を行っている。また、環境社会配慮の実施・監理は環境業務・天然資源部 (Direccion de Gestion Ambiental y Recursos Naturales) が同省の管轄となる。

なお、自然保護区については、天然資源環境省大臣直轄にある国家自然保護審議会 (Consejo Nacional de Areas Protegidas: CONAP) が担当し、国土面積の約 30% を占める保護区の政策立案、保護管理、動植物保全、技術啓蒙を実施している。また、森林保全、植林計画、保護区外の管理は、林野庁 (Instituto Nacional de Bosques: INAB) が担当している。

図表 3-3-1 : 天然資源環境省 組織図



出典：環境・天然資源省内部資料

¹⁴ ただし、組織図は 2007 年 12 月現在のものを参照しており、今後変更の可能あり。

a) 天然資源環境省 環境・天然資源業務部

同部は国内の環境法・規定の策定・遵守を行うべく業務を行う責任を持つ。こと環境アセスメントについては、規定・承認・支援を行い、年間約 5,000 件のアセスメントの承認・確認を行っている。2006 年 3 月時点での天然資源環境省全体の職員数は、約 370 名で EIA の遵守を監理・監督する人材は少なく、15 名程度が業務にあたっている。また、同省は他の機関（NGO や大学を含む）とも積極的に連携する方向性を打ち出し、同部には調整機能を果たす部局も存在する。

b) 国家自然保護審議会

同審議会は国内の保護区の政策立案、保護管理、動植物保全、技術啓蒙等を行い、必要な承認行為も行う。特に環境関連の事項については、天然資源環境省と密な関係を構築している。同審議会のトップは大統領からの任命により選定され、法的、行政的な位置づけが明確である。本プロジェクトの実施にあたり、建設予定地にある樹木を伐採しなければならないが、その伐採にあたり、カウンターパート機関である文化・スポーツ省は伐採の許可を国家自然保護審議会より得なければならない。

b) 文化スポーツ省

本プロジェクトの実施機関となる機関であるが、同省内で環境アセスメントを執り行う部局は存在せず、所定の手続きはカウンターパート機関であるティカル国立公園事務所が行うこととなる。同省との協議の結果からも公園事務所が実施する旨確認した。

c) コンサルタント

現行の法規では、IEE の結果として EIA が必要となる場合、天然資源環境省が指定する環境調査コンサルタントが調査・分析を行う、天然資源環境省に対して許認可を受けるべく報告書を提出する。ただし、本件の場合には天然資源環境省との協議の結果として、IEE の承認により、プロジェクトを実施することができる環境カテゴリが B の案件との見解から、外部のコンサルタントを雇上し、調査・分析を実施する必要はないと考える。

d) UNESCO（国際連合教育科学文化機関）

UNESCO は、世界の人々が教育・科学・文化・コミュニケーションを通じて国際平和と人類の福祉の促進をするために、「知的フォーラム」の役割、国際的な規範の設定、知識の増進、移転、共有の促進、開発協力を行う機関である。本プロジェクト対象地域は UNESCO

が指定する世界遺産に登録されていることから、プロジェクトの実施に、UNESCO 内の規定により、何らかの手続き・承認が必要であると考えられていた。しかし、現地 UNESCO 事務所でその確認を行ったところ、本件プロジェクトの施設建設で事前に必要となる手続き・承認行為は、必要ないとのことであった。

3-3-2 関連法規

「グ」国内の環境にかかる包括的な法律として、環境保護法（Ley de Proteccion y Mejoramiento de Medio Ambiente : Decreto No.68-86 と No.90-2000）があり、環境全般にかかる基本的な方向性が示されている。環境アセスメントについては、この法律に基づき、以下の EIA にかかる法規（Reglamento de Evaluacion, Control y Seguimiento Ambiental）が存在し、天然資源環境省環境・天然資源業務部がアセスメント実施機関となり、法の遵守如何の確認を行う。また、国立公園内の活動については、自然文化遺産保護法（Ley para la Prteccion del Patrimonio Cultural de la Nacion Decreto No. 26-97）により規制され、水質を基準を定める排水水質規則（Acuerdo Gubernativo No.186-2001）が存在する。

3-3-3 EIA の実施プロセス

「グ」国の環境影響評価：EIA は、憲法 No.68-86 環境保護法において規定された持続的環境管理の方針に則り、環境保護を実施する機関である天然資源環境省が昨年 9 月に No.431-2007 Reglamento de Evaluacion, Control y Seguimiento Ambiental を作成し、この規定に基づいて EIA を実施することとしている。天然資源環境省は 2002 年に同タイトルの規定を作成し、それに基づいて環境影響評価を実施していたが、2007 年にこの規定を見直し、カテゴリ別の評価プロセスなどをより分かりやすい記載とし、これに基づく環境影響評価を行っている。

EIA の実施プロセスは以下の図表 3-2-3 のとおりであるが、カテゴリ分類（EIA の必要性如何）にかかる詳細な説明や方法にかかる説明はなく、これまでに EIA の実施実績はそれほど多くない、または複雑な判断が必要なプロジェクトについては、今回調査と同様に天然資源環境省に確認しなければ必要な手続きが分からない。

本件の場合、天然資源環境省の責任者と協議を行ったところ、建設の規模から環境カテゴリが B と判断され、本件プロジェクトの概要（設計図面を含む）と環境全般の情報を網羅すべく、初期的環境影響評価¹⁵の結果を天然資源環境省に提出する必要がある。文書の提出後、約 2 週間後に天然資源環境省よりコメントが出され、そのコメントを反映した文

¹⁵ 様式は別添資料を参照。

書を再度提出することで、環境許可書を得ることができるとのことであった。なお、環境・天然資源省の見解では、IEE は建設にかかるものと機材に関わるものが必要であり、2 種類の IEE 報告書を作成する必要があるとのことである。また、本プロジェクトサイトは国立公園であることから、樹木の伐採に対する許可も必要であり、国家自然保護審議会（CONAP）への文書提出・承認が必要となる。

天然資源環境省に対する手続きは、プロジェクトに関連する基礎的資料または園内の生態系、動植物にかかるデータがあることから比較的スムーズに手続きを完了することが可能と考えるが、国会自然保護審議会は国立公園内の樹木の伐採に対して、非常に厳しい姿勢であるとのことから、樹木の伐採を最小限にするための施設設計・施工計画を検討する必要がある。